

JFFガイドライン (案) について

東京大学公共政策大学院
特任准教授 松浦正浩



共同事実確認手法を活用した
政策形成の検討と実装
プロジェクト

概要

- 共同事実確認とは、ほぼ全ての当事者が納得できるエビデンスを、科学者・専門家等との協力により、議論の当事者が探索・形成する議論の形式を指す。
- 政策や事業や未来予測などの検討においてエビデンスを参照するとき、参照するエビデンスの内容や範囲について、異なる当事者たちが異なる見解を示している場合、あるいはそのような状況が事前に想定される場合、共同事実確認を実施することができる。
- **エビデンス**とは、意思決定や判断に際して、その根拠・理由として用いられるさまざまな情報の集合体である。ここでいう情報とは、質的な情報・量的な情報の両方を指し、いわゆる自然科学系に限らず人文社会系も含む広範な学術領域から生成される情報や、地域における暗黙知など、多様な情報を含む。

共同事実確認における役割

- **招集者**：共同事実確認の実施を企画する人
- **ファシリテーター**：当事者の同意に基づく不偏的立場から、議論の場づくりや対話の進行を行う人
- **議論の当事者**：エビデンスを取得するために共同事実確認の議論に参加する人
- **専門家**：エビデンスに資する情報を提供する科学技術などの専門家
- **情報の受け手（オーディエンス）**：共同事実確認の結果としてまとめられたエビデンスを受け取る人

(※複数の役割を同一人物・組織が担うこともある)

JFFの場のデザイン 5原則

- 1 エビデンスは議論の当事者が取得する
- 2 エビデンスについて共通理解の形成を試みる
- 3 多様なディシプリンから網羅的にエビデンスを収集する
- 4 エビデンスの不確実性（入手不可能性）について意識する
- 5 議論の当事者が誰なのかについて意識する

原則 1 : エビデンスは議論の当事者が取得する

- 1.1 合意形成や対話などの議論の場において、エビデンスが必要とされるとき、その情報は、議論の当事者自身が、意識的に取得する仕組みが必要である。
- 1.2 エビデンスの提供者となる、科学者・専門家等は、原則として議論の当事者の責任で選択する。
- 1.3 エビデンスの取得は、原則として、議論の当事者に一切の責任がある。

原則 2 : エビデンスについて 共通理解の形成を試みる

- 2.1 当事者それぞれがエビデンスを持ち寄るのではなく、議論の場に対して一体的にエビデンスが供給される仕組みが必要である。
- 2.2 当事者は異なる視点からエビデンスを求めていることが多いため、視点を合わせる作業が必要である。
- 2.3 科学者・専門家等と議論の当事者との間で意味ある応答が繰り返し行われる必要がある(再帰性)。
- 2.4 当事者の必要性に基づくエビデンスの形成が必要である。

原則3：多様なディシプリンから 網羅的にエビデンスを収集する

- 3.1 議論の当事者が、異なるディシプリン(学会、研究領域、学科)からエビデンスを取得していることが、議論を円滑に進められない原因となっていることがある。
- 3.2 議論の当事者が、多様なディシプリンからエビデンスを収集することを強く勧める。
- 3.3 エビデンスには、科学技術に係る情報だけでなく、法制度、世論調査の結果などの情報も含む。

原則4：エビデンスの不確実性 (入手不可能性) について意識する

- 4.1 エビデンスには不確実性が含まれていることを、議論の当事者が意識する必要がある。
- 4.2 不確実性の高い場合には、順応的管理の考えを適用することが有効である。
- 4.3 不確実性には、エビデンスが全く存在しない(入手不可能)という状況も含まれる。

原則 5 : 議論の当事者が誰なのかについて意識する

- 5.1 特定の主張・利害を持った人々が自らの主張・利害を促進するためのエビデンスの取得は共同事実確認ではない。
- 5.2 共同事実確認で形成されるエビデンスの使い道に応じて、議論の当事者を設定する必要がある。
- 5.3 招集者は、形成されたエビデンスの使い道を、議論の当事者に対して明らかにすべきである。

プロジェクトを通じた反省 (私見)

東京大学公共政策大学院
特任准教授 松浦正浩

ijFF

共同事実確認手法を活用した
政策形成の検討と実装
プロジェクト

プロジェクトを通じた反省

- ステークホルダーに「気づき」を与える
役割としての「科学」
 - JFFはステークホルダーの関心への対応が至上命題 (?)
 - ✓ 専門家による「押し売り」や審議会への懸念
 - ✓ Asking humbleness (but not humiliating)
 - ステークホルダーの関心の限界
 - ✓ 長期的リスクよりも短期的な問題解決
 - ✓ 問題解決に対する緊張感の欠如
 - ◆ “Are you having fun yet?” (Bleckman)
 - 「科学」の側からステークホルダーに対して
問題提起する必要性がある状況もあるのではないか？
 - ✓ JFFに「問題提起」のステップをいかに埋め込むか？
 - ◆ 一般市民向けのイベント開催, transition management
 - ✓ 科学者のアドボカシー c.f. 気候変動の議論
 - ✓ 首席科学顧問、科学アドバイスの議論

プロジェクトを通じた反省

- 行政の政策形成プロセスを「変える」ことの難しさ
 - 制度化を目指したiJFFプロジェクト
 - ✓ 現実には自治体レベルでさえ容易ではなかった
 - 現状のプロセスの「合理性」
 - ✓ 関係者の利害に一致する均衡解としての現状
 - ✓ アドホックな適用は十分可能
 - 「組織変革 (organizational change) 」の必要性
 - ✓ 問題の存在を認識させる、長期的変革への足がかりをつくる
 - ✓ 個別対応ではなく長期的戦略の一環としての導入
 - 「エビデンスに基づく政策」の導入はこれからどうなるのか？